

第 3 号 議 案

教育基金の積立目標額・取崩基準の変更について

定款第 65 条に基づく目的積立金である「教育基金」は、組合における教育活動の長期的かつ安定的な実施を目的として、組合員の教育活動に支出するため創設されたものである。

しかし、教育基金の創設当初から正組合員が減少し准組合員数が大幅に増加していることや現在の取崩基準では弾力的に運用できないことから、積立目標額・取崩基準を見直す。

変 更 後	現 行
(積立目標額) <u>2 億 5 千万円</u>	(積立目標額) <u>組合員一人当たり 50,000 円を目標にする。</u>
(取崩基準) <u>次に示す①または②の費用支出を行ったときは、当該目的積立金の金額を取り崩すことができる。</u> <u>① 組合員の教育活動への支出</u> <u>② その他積立目的に類する支出</u>	(取崩基準) <u>積立目的が達成された場合、当該目的積立金の金額を取り崩す。</u>